

## (2) 改正道路交通法のポイント

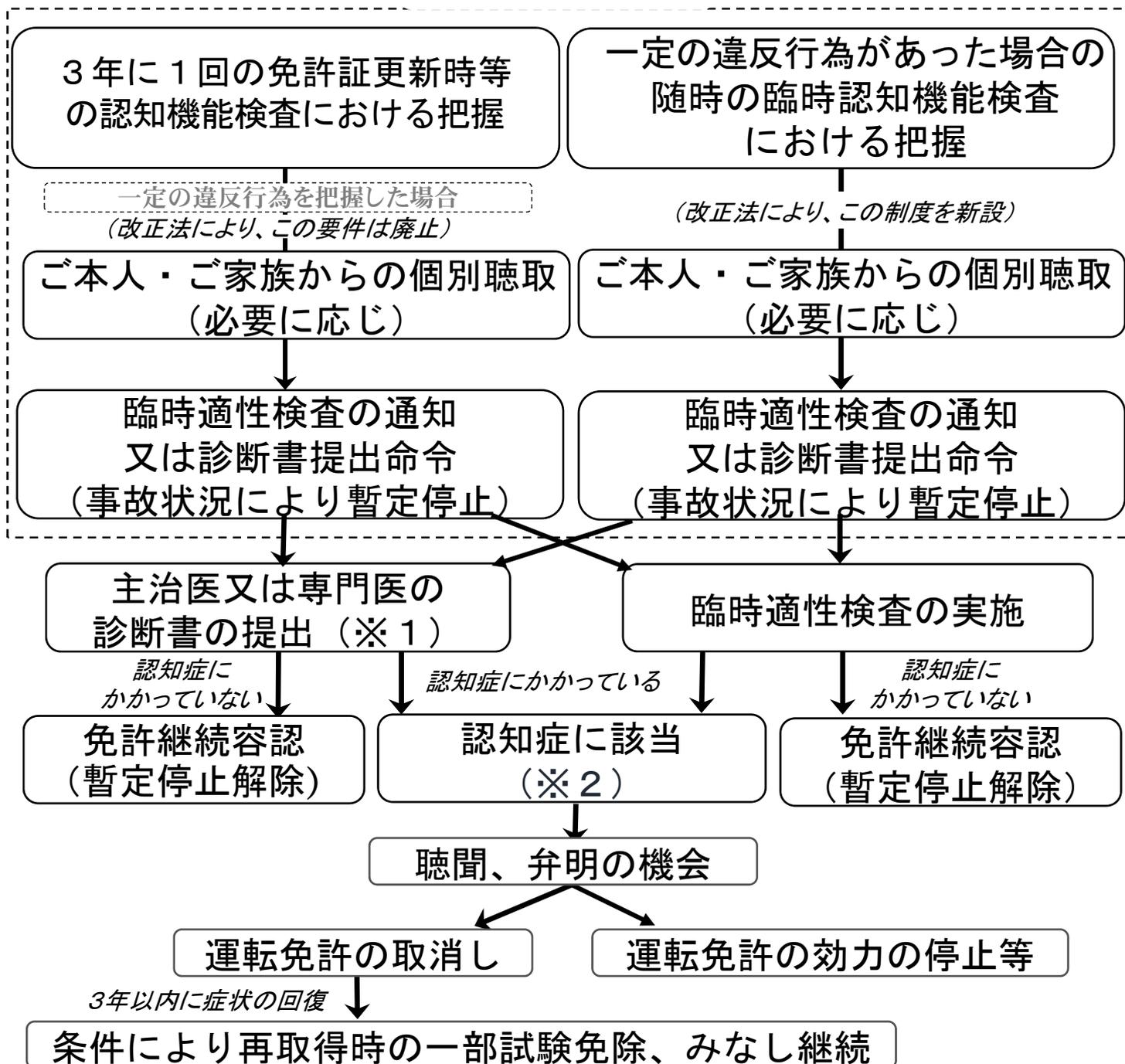
改正道路交通法が平成29年3月12日から施行されます。

75歳以上の方は、免許更新時に認知機能検査を受け、その分類に基づき高齢者講習を受講していただいておりますが、今回の改正により、認知機能検査で第1分類（認知症のおそれあり）と判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けていただくことになります。

また、今回の改正により、75歳以上の方が一定の違反をした場合には、臨時に認知機能検査を受けていただき、その結果、第1分類と判定された方は、医師の診断を受けていただくことになります。

なお、医師の診断を受けていただく方には、都道府県公安委員会による臨時適性検査を行うか、又は診断書を提出する命令書を発行し、提出期限までに本人から都道府県公安委員会に提出していただくことになります。

### <認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方の手続の流れ> 都道府県公安委員会



※1 認知症に関し専門的な知識を有する医師又は認知症に係る主治医が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されたもの。

※2 介護保険法第5条の2に規定の認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）